平成 26 年度第 11 回東久留米市子ども・子育て会議会議録(全文筆記)

開催日時

平成 27 年 2 月 26 日 (木) 午後 7 時 00 分~ 9 時 10 分

開催場所

東久留米市役所 701 会議室

出席者の氏名

- (1) 委 員 菅原良次委員 浜名紹代委員 武田和也委員 立川都委員 水沼絵里子委員 新倉南委員 白石京子委員 柘植宏実委員 斎藤利之委員 谷津洋子委員
- (2) 事務局 子ども家庭部長 保育課長 子育て支援課長 子ども家庭部主幹

欠席者の氏名 長谷川早苗委員 井尻郁夫委員

会議の議題

- 1 開会
- 2 市長諮問
- 3 特定教育・保育施設等の利用定員について
- 4 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について
- 5 その他
- 6 閉会

1 開会

会長

皆さん、こんばんは。本日は大変足元の悪い中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。定刻になりましたので、ただいまより平成26年度第11回東久留米市子ども・子育て会議を開催したいと思います。なお、事務局より〇〇委員、〇〇委員におかれましては欠席の連絡を受けております。また、〇〇委員、〇〇委員におかれましては少し遅れるとの連絡が入っていますのでご了承願いたいと思います。本日は半数以上の委員の方が出席されておりますので、本会議は成立しております。なお、

前回の会議にて事務局より説明がありました、本日の次第2として市長からの諮問が 予定されておりますので、その件に関して事務局よりご説明をお願いいたします。

2 市長諮問

• 事務局

本日はお忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。平成 26 年度第 11 回東久留米市子ども・子育て会議を開催するにあたり、「次第」にありますとおり、市長より 3 事項について諮問がございます。それでは、並木市長よろしくお願いいたします。

市長

「平成 27 年 2 月 26 日、東久留米市子ども・子育て会議会長 菅原良次殿。 東久留米市長 並木克巳。

諮問書

- 1 諮問事項
- (1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の適正な あり方について
- (2) 認可外保育施設の利用に係る保護者助成について
- (3)子ども・子育て支援新制度における、学童保育所の利用に係る利用者の負担の 適正なあり方について

諮問理由につきましては後ほど事務局よりご説明をさせていただきます。

• 事務局

ただいま市長より会長宛に諮問をさせていただきました。諮問書の写しにつきましては、事務局より各委員の方々に配付させていただいているところです。続きまして、 諮問書にあります諮問理由につきまして事務局より朗読をさせていただきます。お手元の諮問書の写しをご覧ください。

2 諮問理由

平成27年4月から、「子ども・子育て支援新制度」(以下「新制度」)が開始されることとなった。新制度においては、市が対象施設となる幼稚園、認定こども園、保育所(以下「特定教育・保育施設」)及び新たに市の認可施設と位置付けられた小規模保育事業、家庭的保育事業等(以下「特定地域型保育事業」)を利用する子どもの保護者について、子どもの年齢、保育の必要性、利用する施設種別等に応じ、1号・2号・3号認定といわれる3種類の支給認定を行うとされている。この支給認定区分に応じ、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業共通の施設を通じた給付が行われるとともに、これらの施設を利用する際の利用者負担額について、市が定めることとされたところである。

また、これに先立ち、市では「東久留米市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、 幼児期の教育・保育及び子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内 容、その時期等を定め、保護者のニーズに応えていく体制づくりを進めていく予定で ある。この計画において、ニーズ調査結果に基づく保育需要に対しては平成 29 年度末までに、学童保育所の需要に対しては平成 31 年度末までに、需要を満たす提供体制を確保し、量的拡大を図る目標を示している。

計画の推進にあたっては、平成27年4月1日より施行される「東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」、「東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」、「東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」等に基づき、人員体制、保育内容等、保育の質を維持しながら進めていく必要がある。

なお、この計画で示した保育需要に基づく提供体制については、国の「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」により、当分の間、市町村又は都道府県が一定の施設基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を提供体制の確保策の一つとすることができるとされている中、新制度における認可外保育施設を利用する際の利用者負担は、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担を上回る見込みである。

ついては、新制度における特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに学童 保育所の利用に係る利用者負担の適正なあり方、認可外保育施設の利用に係る保護者 助成について、次の項目ごとの掲げる視点等を斟酌し、検討していただきたく、諮問 するものである。

- (1)特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の適正 なあり方について
 - ア. 市が定める認定区分ごとの利用者負担額と国基準利用者負担額の関係
 - イ. 市が定める1号認定と2号認定の利用者負担額の公平性
- ウ. 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の提供体制の確保に伴い市が支出する一時的な設備費補助及び経常的な運営費負担金
 - エ. 市が定める各所得階層における利用者負担額の応能負担割合
 - (2) 認可外保育施設の利用に係る保護者助成について
- ア. 認可外保育施設を利用する際の利用者負担と特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の利用に係る利用者負担の格差解消
- (3)子ども・子育て支援新制度における、学童保育所の利用に係る利用者負担の 適正なあり方について
- ア. 市が定める利用者負担額と国庫補助における学童保育所運営費の負担の考え方との関係
- イ. 学童保育所の提供体制の確保に伴い、市が支出する一時的な設備費補助及び経 常的な運営費負担金

以上でございます。

最後に、並木市長より委員の皆さまにご挨拶がございます。

・市長

皆さん、改めましてこんばんは。市長の並木でございます。委員の皆さまにおかれましては大変お忙しい中、また夜分、またお足元の悪い中でありますけれども、第11回東久留米市子ども・子育て会議にご出席賜り誠にありがとうございます。

さて、本年1月27日に会長より東久留米市子ども・子育て支援事業計画、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用に係る保育料について、2つの答申をちょうだいしました。両事案とも、この4月からスタートする子ども・子育て支援新制度の基本となるものであり大変重要な内容であります。長期間にわたる慎重なご審議をいただき、委員の皆さまには厚く御礼を申し上げます。いただきました答申を十分尊重し、東久留米市子ども・子育て支援事業計画といたしますとともに、新制度における特定教育・保育施設などの利用に係わる保育料、いわゆる利用者負担について3月議会に提案してまいります。

そして本日、新たに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業、学童保育所の利用に係る利用者負担の適正なあり方、認可外保育施設の利用に係る保護者助成について会長宛に諮問させていただきました。これまでに引き続き、委員の皆さまのご経験や知識に基づいた闊達な議論とご意見を賜りますようお願い申し上げます。皆さま方には大変ご負担、ご苦労をお掛けすることになり誠に恐縮でありますけれども、どうぞご理解、ご協力のほどをよろしくお願い申し上げます。簡単でございますけれども、ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

• 事務局

ありがとうございました。なお、市長はこのあと公務のため、ここで退席とさせて いただきます。

それでは会長、議事進行をお願いいたします。

会長

それでは、事務局より議事内容についてご説明をお願いします。

事務局

では、本会議の議題内容等に関しましてご説明をさせていただきます。なお、本会議は議事録作成のため会議の内容を録音しておりますので、ご了承願います。本日の議題につきましては、配付させていただきました「次第」のとおり、まず3「特定教育・保育施設等の利用定員について」、4「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」、5「その他」でございます。

会長

今、事務局から議事内容について説明がございました。本会議に入りたいと思いま す。事務局に確認をお願いしますが、傍聴希望者はいらっしゃいますか。

はい、いらっしゃいます。

会長

では、入場をお願いします。

会長

傍聴者が入場しましたので配付資料等の確認をいたします。配付された資料の確認 を事務局にお願いいたします。

• 事務局

では、まず事前配付資料からご確認させていただきます。事前配付資料は11点でご ざいます。資料が多くて恐縮です。1つ目が資料93「特定教育・保育施設及び特定地 域型保育事業の利用定員について」でございます。2つ目が資料94-1「平成27年2 月1日 待機児童数 新定義」でございます。3つ目が資料94-2「平成27年2月1 日 待機児童数 旧定義」でございます。4つ目が資料95「待機児童数の推移」でご ざいます。ホチキス留めされております2枚の資料となっております。5つ目が資料 96「平成27年2月現在 保育料階層別資料 (現行基準)」でございます。6つ目が資 料 97「東久留米市保育料改定の変遷」でございます。7 つ目が資料 98「保育所の運営 にかかる経費(平成25年度決算額)」でございます。8つ目が資料99「放課後児童ク ラブの概要」でございます。9 つ目が資料 100「平成 25 年度学童保育所運営財源内訳」 でございます。10番目が資料101「平成25年度学童保育所運営費実績額内訳」でござ います。最後 11 番目が資料 102「東久留米市子ども・子育て会議 今後のスケジュー ル(案)【平成27年2月現在】」でございます。続きまして当日配付資料につきまして ご確認をさせていただきます。当日配付資料は3点です。1つ目が資料 103「認可保 育所の運営費(国基準を上回る保育体制を整えている場合で定員110名の私立保育所 の例) | でございます。2つ目が資料104「市内の特定教育・保育施設の利用定員一覧 (みなし確認分)」でございます。そして3つ目が資料105「社会福祉審議会答申(写) (平成25年2月8日)」でございます。

ここで 1 点、資料の訂正をさせていただきます。資料 93、一番目の資料でございます。こちらの表の面の、中段、「1. 対象施設(認定こども園)」という表がございます。この中の「利用定員(1 号)」が 1 78 名とあります。また、その下に「利用定員(1 号)」で 1 233 名とございます。こちらの人数のところを 1 号と 1 号と 1 号でそれぞれ入れ替えていただきたく存じます。資料のほう、誤りがございまして大変恐縮でございます。利用定員を 1 号と 1 号と 1 号と 1 号と 1 号と 1 号と 1 33 名のところを入れ替えていただきたく存じます。よろしくお願いいたします。資料の確認につきましては以上でございます。

なお、事前に机上配付させていただきました資料につきましては、会長からご説明 をちょうだいしたいと思います。

会長

それでは、ただいま事務局より皆さんの手元に配付されている資料についてご説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。もし何もなければ、机上配付資料についてご説明をさせていただきます。東久留米市子ども・子育て会議宛に、市民の方から「待機児童解消のために認可保育所の増設を求める要望書」、要望事項が2点届いております。要望事項について、1点目は待機児童を正確に把握し、事業計画ニーズを正確に反映させるとともに、確保方策では認可保育所の増設を基本に据えてください。2点目は事業計画は5年を経過することなく必要な見直しを行なってくださいという内容です。委員の皆さまにご承知いただきたいと思います。要望書を机上に配付させていただきます。よろしくお願いいたします。

3 特定教育・保育施設等の利用定員について

会長

それでは、次第の3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について」に移りたいと思います。事務局より説明をお願いいたします。

• 事務局

それでは、議題について説明をさせていただきます。資料のほうは先ほど訂正をさせていただきました資料 93、資料 104、本日机上配付させていただきました右上に「参考」とある資料、この3点を用い、次第3「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について」ご説明をさせていただきます。

利用定員につきましては子ども・子育て支援法に基づき、市は特定教育・保育施設や特定地域型保育事業者からの申請により、施設型給付の対象施設であることを確認する際に利用定員を定めるとされているところです。また、その際には子ども・子育て会議の意見を聞くこととされているところです。このことから昨年 10 月 28 日、東久留米市子ども・子育て会議条例に基づき、市長より諮問をさせていただいているところでございます。

資料 93 をご覧ください。こちらは今回の新制度への移行にあたりまして、利用定員の設定について、この子ども・子育て会議の意見を聞くとされている対象施設を掲載している資料でございます。来年度、平成 27 年 4 月から新制度が始まるにあたりまして、今回移行期のため件数が多くなっているところでございます。資料 93 をご覧いただきますと、中段に「1. 対象施設 (認定こども園)」がございます。こちらの施設名が「東久留米こども園」、前沢幼稚園と呼ばれている部分もございます。所在地は前沢にございます。施設類型としましては「幼稚園型認定こども園(単独型)」でございます。利用定員につきましては 233 名、そして 2 号の利用定員につきましては 78 名、合計で 311 名となります。続きまして、その下の表です。「対象施設(保育所)」です。施設名が「いちご保育園」とあります。所在地は本町です。施設類型が「私立認可保育所」でございます。利用定員につきましては、保育所でございますので 1 号認定はございません。

利用定員 (25) が 33 名、利用定員 (35) のところが 0 歳の欄と $1 \sim 2$ 歳の欄に区分されていますが、それぞれ 6 名と 21 名、25 号認定と 35 号認定の利用定員を足しまして合計で 60 名となっております。

続きまして裏面に移ります。「3. 対象事業(小規模保育事業)でございます。事業者名は「おひさま保育室」でございます。所在地は浅間町でございます。事業類型は「小規模保育事業(A型)」でございます。こちらは小規模保育事業ですから、利用定員は3号認定となりまして、0歳と1~2歳の2つに区分されて、それぞれ3名、8名で合計11名となっております。「4. 対象事業(家庭的保育事業)」に移らせていただきます。全部で7つの事業所が一覧となっております。それぞれ事業者名がございますが、利用定員としましては、こちらも家庭的保育事業でございますので3号認定が原則となっております。0歳と1~2歳がそれぞれ区分されておりまして、浜名家庭的保育事業ですと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。佐々木家庭的保育事業ですと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。台計5名。白井家庭的保育事業になりますと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。台計5名。日井家庭的保育事業になりますと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。金野家庭的保育事業になりますと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。最後、田中家庭的保育事業になりますと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。最後、田中家庭的保育事業になりますと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。最後、田中家庭的保育事業になりますと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。最後、田中家庭的保育事業になりますと0歳が1名、1~2歳が4名、合計5名。最後、田中家庭的保育事業になりますと

この資料に提示されております内容が、今回新制度におきまして新たに利用定員を設定する特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業となっておるところでございます。特定教育・保育施設の利用定員につきましては、説明としましては認可定員の範囲内で設定する原則があること、今回の資料にございますとおり、特定教育・保育施設についてはすべて認可定員以内でございます。また利用定員につきましては、特定教育・保育施設のうち認定こども園、保育所は20人以上、特定地域型保育事業のうち小規模保育事業A型・B型は6人以上19人以下、家庭的保育事業は1人以上5人までとされております。すべて基準を満たしているところでございます。

続きまして資料 104 をご覧ください。こちらは、市内のこれまで保育所として保育を行なってきた保育所で新制度においても人数に変更なく継続していく施設の利用定員の一覧となっております。施設より特段の申し出といわれる、子ども・子育て支援法に規定する申し出はございませんでしたので、子ども・子育て支援法の附則の規定どおり、市の確認があったものとみなされます。報告を兼ねまして、今回資料とさせていただいております。

先ほどの資料 93 と、ただいまの資料 104、こちらのそれぞれの合計の欄、また認定区分ごとの人数の合計、また年齢区分ごとの人数の合計につきましては、本日机上配付させていただきました、右上に「参考」とございます、「幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期」という、第 10 回東久留米市子ども・子育て会議の資料 90 より抜粋した、こちらの資料でございますが、一番上にございます平成 27 年度の表のところの、それぞれ特定教育・保育施設または特定地域型保育事業の認定区分ごと、または年齢区分ごとの人数と一致するものとなります。

今回のこの利用定員の設定につきましてご意見をちょうだいするにあたりまして、

参考となりますのは、今ご説明申しましたように、この事業計画の特定教育・保育施設、特定地域型保育事業の認定区分ごと・年齢区分ごとの人数の内訳がどのように設定されているのかということとか、需要と提供体制の兼ね合い、特に認定区分・年齢区分のところですね、それぞれの、また施設ごとの利用定員にかかる基準など、これらを参考にご意見をちょうだいできればと考えているところでございます。

この議題の資料の説明は以上でございます。

会長

ただいま事務局より「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員について」の説明がございました。何かご意見がございましたら挙手でお願いしたいと思います。

委員

話が戻るかもしれないですけども、先ほど会長から「待機児童を考える会」の要望書の話が出ました。実際に入れない方がいらっしゃったわけですよね、保育園に。待機になっている方がいらっしゃるということで、東久留米市としては初めて異議申立を今回行われた。実際、この2年間かけて事業計画とかをやってきて、なるたけ待機児が出ないような形で取り組んできたのですけども、入れない方もいて、こういう要望書も出て、そういう部分で、今は利用定員についての話ですけども、今の事業計画とかのやり方で本当に待機児を減らせていけるというか、そういう見通しとしてはどうなのかな。僕なんか連合会の立場でいくと、もっと認可保育所を増やしたほうがいいのではないかとか、そういうふうに思う。これは今の現状の説明だったと思うのですが、そういう部分も踏まえて、先ほどの要望書も、ただ「ありました」という話で終わることではなくて、その要望書に対して委員の皆さんがどういうふうに受け止めてどういう意見が出たかとか、そういう部分も期待しているのではないかと思うのですけど、会の皆さんは。もうちょっと、話がそれるかもしれませんが、この辺も踏まえてお話をお聞かせ願えたらと思います。

事務局

今回、「待機児童を考える会」、こちらのほうから要望書をいただいたものを現在、皆さま方の机の上に資料として配付させていただいているところであります。本市における異議申立については過去にもいただいた経緯はございます。ただ、今回、昨日14名の方が異議申立を行なったという中、今のお話は保育に関わるところの待機児童解消の見通しというお話でしょうが、今回皆さま方にご検討いただきました、子ども・子育て支援事業計画におきましては潜在的なニーズも含めた形の保育サービス等に関わります量の見込み、また、それに基づく供給計画、数値目標といったものを定めていただき、保育につきましては平成29年度までに待機児童が解消できるような事業計画になっているところであります。

続きまして、要望書の2点目の事業計画の必要な見直しというところでございます。この子ども・子育て会議の委員の方々に長期間にわたり事業計画につきましてご審議いただき、また答申を先日ちょうだいしたところでございます。そのような中で、市としましても、この東久留米市子ども・子育て支援事業計画を策定したところでございます。その事業計画の中に「計画の推進」のところの「進捗状況の管理」もございますが、こちらの子ども・子育て会議の意見を聴取しながら進捗管理に努めていくということもございます。また、この計画の進捗状況の管理の経過の中で必要に応じ見直しも検討していくということになっております。このご要望の中におきましては、その事業計画に記載されているとおりだと考えているところです。

委員

先ほどのこの要望書のことですが、前にも一度いただいたことがあったと思いますが、ここには文面上の回答とか求めていませんけども、今回はどうなさるのでしょうか。僕ら全員に来ているわけですから、「いただきました」という形で終わるのか。僕は個人的には、今、課長とかそちらがおっしゃったことを文面として「こういう形で考えております」みたいな形で丁寧に対応していくことが大事ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

• 事務局

要望書の取り扱いについては、今ご意見をちょうだいいたしましたので、事務局として検討して、また皆さま方に「こういう形で取り扱います」というお話をさせていただければと思うところです。今の時点で、この要望書に対して文書をもって回答する、もしくは要望書として特に回答を求めている内容ではないので、こういったご要望があったということの周知を図ったとする形にするかは内部で検討させてもらえればと思うところです。

会長

よろしいですか。

委員

はい。

委員

資料 94-1 の数字についての質問です。

会長

94 はまだです。

委員

94 は触れていないのですね。すみません。あとで、すみません。

• 会長

よろしいですか。次第3についてのご意見については、これでよろしいですか。

委員

資料がいっぱい、事前に数字が入っているのを見てすごくびっくりしていて。「参考」として配っていただいて、前のところをめくってみたのですけど、3 号認定の0 歳のところは「 $\triangle 34$ 」ということで 34 人入れない人がいるのだなと読んでいたのですけど。それで今、資料 93 のほうで新しくこれだけ増えたのだなということがわかったのですけど、でも、どうして待機児がこんなにいるのかというのがよくわからなくて。それで、さっき聞きたかったのは、ここに書いてある数字は待機児の数字が書いてあるのですか。だから、「はくさん」の「6」というのは、6 人希望しているのではなくて、6 人待機をしているという数字なんですよね、ここ全部。そうですよね。そうしたら、どうやって 34 人の人が0 歳で、この 34 からすごく懸け離れていて、新しくこれだけの数が、さっき説明していただいたのですけども。初年度なのに解消にはかなり遠いのかなと思ったのですけども。そこがよくわからない。

• 事務局

後ほど資料 94-1 とか 94-2 については説明させていただきますけど、今回「参考」という形で机上に配付させていただいた「幼児期の教育・保育提供体制の確保の内容及びその実施時期」における、今は平成 27 年度の 3 号の 0 歳が「 $\triangle 34$ 」になって、これが待機児童数だというお話は、私どもはさせていただいてきたところです。一方、資料 94-1 の中で 2 月 1 日の待機児童数で 0 歳を見れば「184」、この数字の乖離は何なのかというご質問だと思います。

今回の事業計画における量の見込みについては4月1日現在を時点としているのですね。待機児童数につきましては4月1日が一番少なくて、それから0歳というのはどんどん2月に向けて増えていく傾向があります。それは後ほどまた違う資料を使って待機児童数の推移というところでご説明させていただきますけど、あくまでもこの「参考の」の資料で数字として表している「△34」というのは4月1日時点の待機児童とご理解を賜れればありがたいと思うところです。

委員

今、3番の「利用定員について」を論議していますね。「3番、いいですか」とおっしゃって「いいですよ」と言って、4番は「利用者負担」の話になってしまうので、利用者負担というのはお金のことですよね。3番の話、今「よろしいですか」とおっしゃったので、よろしくなかったから質問したのですけど。資料94は3の範疇の説明で入らないのですか。

利用定員の議題に関わる資料は資料93と104と「参考」の資料の3つを用いて説明させていただいたので、それ以外の資料については次の議題の資料となる予定です。

委員

次の議題というのは3のことではなくて、まだ2が続いていますよということですね。まだ2の中で。

委員

次第4ですね。今、3ですね。利用者負担というのはお金のことですよね。

• 事務局

今回、待機児童数の資料等を出させていただいたのは、利用者負担を考えていただく際に保育とか学童でありますとかいったところのサービスの背景といいますか、こういった状況にありますということをご説明する資料としてお示ししているところであります。一方、今回ご意見をちょうだいします利用定員につきましては、例えば待機児童が多いからといって、いちご保育園の0歳をプラス10できるかといえば、当然面積要件もありますし職員の要件もありますので、待機児童が今、本市においているという事実としては認識するところはあるとは思うのですが、それをもってして、それが例えば2月1日現在で0歳が184人いるからといって、利用定員を変えられるというものではないのですね。そういう意味で94-1から以降につきましては、後ほどの利用者負担のあり方を検討していただく際の資料としたところであります。したがいまして、今回、利用定員を検討するにあたりましては93と104と「参考」という形の資料の中で、私どもとしては事業計画上「参考」の数値を供給計画として数値目標として定めている中で、その数値内に資料93とか104が入ってくるということをご確認いただきたく、そういった資料を用意したところであります。

委員

突然定員を増やすわけにも、面積もあるしというのはよくわかります。ただ、そうなるとニーズにどうやって応えていくか。預ける施設しか作れないということであれば、今まで採ってきたいろいろなニーズが、アンケートをとったりしたことがどう生かされるのか。面積はこれしかないし、作れるのはこれしかないしというので、あまりにも、その数字が。この「待機」は違う資料として出したとおっしゃっていましたけれども、学童に入れている私の耳にも「保育園に入れないの、困っている」という声がこんなに届いたのも初めてだし、あまりに数が違うなというのは今日そろえた資料で、そこをどうやって挽回していくというか、修正していくのかというのがなかなか見えなくて、難しさももちろんあるけれども、計画そのものがすごく大変なことなんだなということがよくわかったのですけども、それでちょっと発言したかった、大丈夫なのでしょうかというか、平気なのかな、と。単純に「この資料は違う」とおっしゃったのですけども、定員についての論議ではなく、定員はこれしかできませんと

いう話なので、論議も何もないのかな、何を論議していけばいいのか。

• 事務局

何を議論すればいいのか、何の意見を言えばいいのかというお話はあると思いますが、この子ども・子育て会議の中の役割として、この事業計画における供給目標、数値目標を定めているので、それを超えていないことを確認するのも、この子ども・子育て会議の役割としてあると考えるところです。

一方、先ほど〇〇委員にもご回答させていただいたところですけど、待機児童数を29年度には解消する数値目標がこれであって、その数値目標を具現化するものとして今これが挙がってきている。ですので、まだこれが足りない部分については、数値目標を達成できるように事業者等に働きかけを行なっていくのですけど、これが数値目標でそれを具現化できる施策なんですね。先ほどの待機児童数はこの「参考」資料と連動するものであって、それを0にするために立てたのがこの事業計画であって、それの量の見込みと供給体制という形の整理になるかと思います。

会長

よろしいですか。

委員

言わんとすることもわかるのですけども、ただ実際に、まだ説明が入っていない資 料を出して申し訳ないのですけども、やはりこれを目にしてしまうと今まで取り組ん できた数値目標とか確保方策のこういう部分でやってきたところと実際には食い違っ ていて腑に落ちない部分があるということは理解していただきたい。だから、何が何 でも、今何とかしてください、今すぐ認可保育所を増やしてくださいとか、そういう 無理難題を言っているわけではないのです。だから、自分が取り組んできたそういう 部分が今こういう形で現実問題として出ているのだから、ここで全部話す時間はあり ませんけども、このあとの議題があるから。ただ、実際問題、これが今あるわけです から、今まで2年間取り組んできたにもかかわらず。ですから、それは事業計画はこ うだけれども、たぶんそういうことをこの待機児童の会の方も言いたいのではないか なと思うのですね。「5年経過することなく必要な見直しを行なってください」という のは、現実問題そういうことがあったら、実際はこういう計画を出したけれども、こ ういうふうにしてみようかみたいな柔軟な施策というか、そういうことも考えてくだ さいということを望んでいるのではないかと思います。僕もたぶん○○委員も、何が 何でも今増やしてくださいとかそういうことを言いたいのではないと思いますので、 そういう部分をご理解いただきたいと思います。

・委員

ここで課題を明確にしていくことがこの会議の役割だというご意見をいただいて、 それでよくわかりました。了解です。

会長

よろしいですか。次第3の議事についてはこれで終了したいと思います。今日、今いただいた意見については、26年10月に開催された第7回の会議で市長より諮問を受けております。特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員については、資料掲載に基づき市長に答申させていただいたと思いますが、よろしいでしょうか。それでよろしいですか。

4 子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について

会長

それでは次に、次第4「子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方について」に移りたいと思います。事務局より次第4についてご説明をお願いします。

• 事務局

それでは、次第4について説明をさせていただきます。資料につきましては、先ほど使用させていただいた資料93、104、それと「参考」、次の資料102、それ以外を用いまして説明をさせていただきたいと思います。

• 事務局

それでは、私から保育関連の資料について説明させてもらいます。その際に「この 資料を見てください」とお示しします。まず資料 94-1 と 94-2 をご覧ください。こち らの資料は、直近であります平成27年2月1日現在の新定義と旧定義における待機児 童数となっているところです。新定義の待機児童数とは、保育所に申込んだが入所で きずに待機している人のうち、これから述べますケースを除いた児童数を新定義の待 機児童数と位置づけているものであります。保育所に申込んだが入所できずに待機し ている人のうち、どんなケースが除かれるかといいますと、1つ目としては付近に保 育所がないなどやむを得ない理由により、保育所以外の場で地方公共団体における単 独保育施設、いわゆる認証保育所や家庭福祉員などの保育を受けている場合は、新定 義の待機児童数からは除く形になります。2つ目としては、保育所に現在入所してい るが、第1希望の保育所でない等により転園希望を出されている方、いわゆる転園申 請を出されている方も新定義の待機児童数から除きます。3つ目としまして、ほかに 入所可能な保育所があるにもかかわらず、特定の保育所、ここの保育所がどうしても いいと第1希望だけを出しているような、保護者の私的な理由により待機している場 合も新定義の待機児童数からは除きます。これらを除いた児童数が新定義の待機児童 数として、平成 27 年2月1日現在では 301 名いるという結果でございます。

また、旧定義の待機児童数は、保育所に申込んだが入所できずに待機している人の うち、先ほどの転園希望者等、私的な理由により待機をしている場合を除いた児童数 となっているので、新定義と旧定義の違いはいわゆる認証保育所や家庭福祉員などに 預けていらっしゃる方がそこにカウントされているのか、除かれているのかというと ころの違いが、新定義と旧定義の待機児童数の数え方になっています。新定義は 301 名、旧定義の待機児童数が 351 名のうち、8割以上は0歳もしくは1歳児となっているところであります。

なお、子ども・子育て支援新制度が施行されることに伴いまして、同制度におきましては認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付であります施設型給付が創設されたことや、都市部における保育機能の確保に対応した家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育事業などの地域型保育給付の創設なども行われ、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大、地域の子ども・子育て支援の充実を目指すという制度になっていますことに鑑みまして、保育所等の利用の待機児童数の数え上げ方、いわゆる新定義とか旧定義の数え上げ方は一部変わることになると国のほうから通知を受けているところでございます。

続きまして、資料 95 をご覧ください。この資料は、待機児童数の年ごとの推移でありますとか、月ごとの推移となっている資料であります。平成 22 年度以降は毎年 100 名を超える待機児童が年度当初に発生しておりましたが、26 年度当初におきましては数年ぶりに 100 名を下回る結果となりました。26 年度当初で待機児童数が 84 名、120 から 84 に減少した主たる要因は、25 年 5 月に開設しましたイオンモール東久留米内の認証保育所であります、ぽけっとランド南沢の開設と、26 年 4 月の公立みなみ保育園の民営化に伴います、わらべみなみ保育園の開設による定員拡大の恩恵が大きかったのではないかと推測しているところでございます。なお、これらの資料を見ていただくとおわかりになるとおり、待機児童のほとんどは 3 歳未満という状況になってございます。

また、資料 95 の 1 枚目の「1. 待機児童数の推移(平成 26 年度年間)」の右側の棒グラフを見ていただくとわかりやすいのですが、2 歳以上の待機児童数は年間を通じてほぼ横ばいとなっております。一方、0 歳児については 26 年度の 4 月時点では 13 名であったものに対し年度末には 182 名という形で 4 月の 14 倍。1 歳児については31 名であったのに対し年度末には68 名という2.1 倍という形で、やはり0歳とか1歳というのは4 月が一番少なく、年度末に向けて皆さん申請されてくるので待機児童数が増えてくるという傾向がございます。

先ほどご意見をいただいたのですが、子ども・子育て支援事業計画自体の量の見込みは4月時点を見込んでいるので、26年の4月というところからすれば0歳が13名、一方、事業計画のほうは供給から需要を引いた数字は-34ということで、そういう意味で多少は数値的にかい離はありますけど、4月時点の量の見込みでは数値を把握しているということでご理解を賜れればありがたいと思います。

次に資料 96 をご覧ください。こちらは、平成 27 年 2 月現在の保育料の階層別資料になっています。こちらにつきましては、先般までご検討いただきました子ども・子育て支援新制度に合わせた保育料ではなく、あくまでも今の基準という形の資料を作らせていただきました。資料 96 の左側が国基準徴収額表、右側が東久留米市の今現在の保育料の基準表になります。なぜ現行の保育料の資料としたのかという理由ですが、今回ご検討していただくにあたりまして、各階層の人数がどのような分布になっているかを、資料の右から 2 つ目の「合計人数」のところで各階層にどれだけの人数がい

らっしゃるのかを把握していただくために、このような資料とさせていただきました。 国基準徴収表、国基準保育料ですね、こちらにつきましては基準額を8階層、一方、 市のほうとしては22階層という形で所得階層別に定めて、さらに年齢につきましては 3歳未満と3歳以上という年齢別に分けてございます。また、この国基準の8階層、 市の22階層、3歳未満と3歳以上という年齢区分別ということにつきましては、皆さ ま方にご検討いただきました子ども・子育て支援新制度に合わせた法的に整備しなければいけない改正も同様でございます。

なぜ市は22 階層に分けているかということにつきましては、家計に与える影響などを考慮して低所得者には配慮し、高所得者は相応の負担をお願いするために22 階層にしている経緯がございます。また、3歳未満と3歳以上の額が異なるのは、保育士の配置基準が0歳であれば乳児3人に1人、一方3歳児なら幼児20人に1人というのが認可基準上定められていますので、それぞれ年齢ごとに保育士の配置基準が全然変わるので、3歳未満と3歳以上というところで1つの区切りをつけているという理由でございます。各区市町村では国が決めました保育料と同じ額をいただくというところには現在踏み切れていないことがあり、東久留米市におきましても国基準保育料に対してだいたい50%を超えるぐらいの徴収割合を、市の保育料としていただいているという形になってございます。例えば3歳未満児では国基準の最高額が104,000円に対して、東久留米市には3歳未満児のD16階層で52,600円となっています。したがいまして、東久留米市ではどんなに所得が多い方であっても、3歳未満では52,600円、3歳以上では25,300円以上保育料がかからないという設定になっているところです。

続きまして、資料 97「東久留米市保育料改定の変遷」という資料をごらんください。本市におきましては平成 12 年以降、この 3 月議会に議案提出予定の条例制定まで含めますと、過去に 7 回条例改正を行い、今回については新制度に合わせた条例を新規に制定するという形で予定しているところです。すいません、1 点、資料の訂正をお願いしたいと思います。「1. 改正条例と内容」の表中、最下段の「(予定) 平成 27 年 3 月 3 日条例第 15 号」と書いているところにつきましては、市議会に議案として提出する予定日と議案番号になっており、その上に記しています条例の公布日および条例番号とは異なりますので、「予定」以下の「平成 27 年 3 月 3 日条例第 15 号」の削除をよろしくお願いしたいと思います。

市としては過去7回ほど徴収条例を改正しておりますが、基準額表、いわゆる保育料の基準額が表となっているもの自体を改定したのは過去7回のうち3回で、改正内容としては資料に記載しているとおりでございます。

続きまして資料 98 をご覧ください。資料 98 は、平成 25 年度決算額における保育所の運営にかかる経費を取りまとめたものであります。保育園児 1 人当たりの市の負担が幾らになっているのかというのをN欄の「1 人当たり市費負担額(年額)」という欄に示しております。公設公営保育園の園児 1 人当たりが 25 年度決算でいけば 128 万円、公設民営保育園が 100 万円、民設民営である私立保育園では 1 人当たり 62 万円という金額になってございます。これは三位一体改革が過去に行われ、平成 16 年度から公立保育所の運営にかかる負担金が一般財源化されたことに伴い、こういった形の差が出ているものとなっているところでございます。この資料自体は一般財源化されている

ことに伴いまして、理論値で計算しているものでございます。

続きまして、飛んで資料 103 になります。資料 103、「認可保育所の運営費(国基準を上回る保育体制を整えている場合で定員 110 名の私立保育所の例)」という資料でございます。子ども・子育て支援新制度においては、認可保育所の保育料に加え、新制度に乗ります認定こども園、幼稚園、家庭福祉員や小規模保育事業所の保育料は従前もご説明させていただいてきたとおり、市町村が定めていくことになります。市町村長は国が決めた保育料を基として市町村ごとに保育料を決めておりまして、先ほど触れましたが、東久留米市の認可保育所の保育料は国基準保育料の 50%強となっているところでございます。そして、市町村が保育に関わった運営費、経費に対して国と都道府県が一定負担することになっておりまして、その割合は国基準の運営費から国が決めた保育料を差し引いた残額について、国が 2分の1、都道府県と市町村が 4分の1を負担することとなっているところです。

資料 103 のCと書かれている「国・都道府県負担分」とDの「市町村負担分」、Cの部分が国 2 分の1と4 分の1と言われるところ、Dの部分が4 分の1と言われるところの額に当たります。つまり、保育にかかった経費に対する国や都道府県、市町村の負担を決めるために、国基準の運営費から保護者の方々に負担いただく保育料の基となっている国基準の保育料を差し引き、それぞれ決められた割合で負担するというルールになってございます。ここで、本市のように国基準の保育料より低い額、先ほどちょっと触れましたが本市は国基準の保育料の 50%強の保育料を徴収しておりますので、こういう団体は 50%弱の部分についても市町村が肩代わりするというBの保育料減額分の負担がさらに増えていることとなります。

ちなみに、保育園運営に関わります国や都道府県の負担割合ですが、昭和59年までは国の負担が10分の8、都道府県と市町村の負担が10分の1ずつであったものが、平成元年からは国の負担が2分の1、都道府県と市町村の負担が4分の1ずつになったものでございます。また、三位一体改革によりまして、平成16年度からは公立保育所の運営に関わります国・都道府県の負担金が一般財源化されました。先ほど見ていただいたCの「国・都道府県負担分」といった部分は、公立保育園についてはすべて一般財源化されたものでございます。この理由としましては、国から自治体へ公立保育所の運営費として使い道、使途が限定されて交付されてきた国庫負担金、都負担金が廃止されまして、使い道が限定されずに交付されています地方交付税などの一般財源に含むという取り扱いに変わったことによる変更でございます。

また、公立保育園の施設整備費につきましても、平成 18 年度から同様に一般財源化されています。したがいまして、例えばですけど、平成 26 年 4 月に開設しました公立みなみ保育園の民設民営化園であります、わらべみなみ保育園の施設整備費にあたりましては、民設民営園であったので安心子ども基金等を活用しまして、補助基準額約2億5,600万円に対して国が3分の2、都が8分の1、市が12分の1、運営法人が8分の1ということで、国・都が負担した割合が非常に多い補助金を活用できました。しかし、これを公設で整備するとなると、2億5,600万円自体はすべて市が負担する形になってしまいます。そういった意味では公立保育園の施設整備費が一般財源化されたこと、また運営費が一般財源化されたことは、市にとっては非常に大きい負担と

なっている現実があるところです。

資料 103 につきましては、110 名の私立保育園の例を挙げさせていただいたのですが、これにつきましては地域や保育に携わります職員の年齢構成等により若干の差異は当然生じるのですが、年間約1億5千万円程度かかっております。国がこの額で保育園を運営してくださいと決めた国基準の運営費は約1億円ですが、保育所運営の充実を図るため一定の都負担はあるのですが、市の加算を行なっており、それがEの部分になるものでございます。長くなりましたが、以上が保育関連の資料の説明でございます。

• 事務局

引き続きまして、学童保育の資料についてご説明をさせていただきます。資料 99 からご説明をさせていただきます。利用する資料は 99、100、101 の資料でございます。学童保育の場合は現在、保育園などで利用しています、いわゆる公定価格、1人当たりいくら、何歳児がいくらという形ではなく、学童保育所の規模、利用人数の規模によって補助金が運営費補助として出されているものでございます。これまでは東京都につきましては、東京都の補助要綱に基づきまして直接市に補助金が交付されておりまして、国の部分につきましては直接ではなく東京都の補助に加えてというか、一緒になって東京都の補助、改めてそういう形になっておりましたので、具体的に市に来る補助金で国の分がいくらだという明確なものはございませんでした。今回新たな制度になるにあたりまして、この資料 99 のように運営費の負担の考え方という中で、今回、国と都道府県と市町村という負担の割合が示されてきた部分でございます。これにつきましては、平成 27 年度予算案という資料の中で「放課後児童クラブの概要」という部分がございましたので、それを用いてご説明させていただきたいと思います。

主に、下の網掛けになっています部分で、右のところでございます。利用料などにつきましては、いわゆる保育にかかる費用につきましては、保護者負担につきましては特に国基準というものがありません。示されてはおりませんが、この運営費の負担の考え方として、1つは全体の運営費、学童保育にかかる運営費の2分の1が保護者負担と考えるべきであるという形が示されております。残りの2分の1につきましては、国・都道府県・市町村という形で各々3分の1、いわゆるトータルで考えれば国・都道府県・市町村は6分の1ずつというものを基準として考えております。そういう意味では、今回改めてこのような運営費の負担の考え方が示されましたので、これも参考にしながら考えていきたいと思っております。

次に 100 と 101 の資料でございます。これは平成 25 年度の実績に基づいて中身を説明させていただきます。まず、25 年度につきましては、20 の学童保育全体でございますが、234, 129,000 円なにがしという形で運営費を支出しております。その中の割合としましては、資料 100 の円グラフを見ていただければよろしいかと思いますが、約23%が運営費補助という形で補助金が出ております。また、利用者負担、「使用料」と書いてありますが、全体の 17%程度を使用料としてそれぞれのご家庭に負担していただいております。残りの 60%程度が一般財源として市からの持ち出しという形で、下の※にありますように、年間児童 1 人当たりの経費でございますが、年間平均児童数

が25年度につきましては、年間の平均の一月の在籍は20学童で747人、年間平均で出欠状況を確認しておりますので、それを合計して割っての形でございますが、年間平均で考えて一月において747名が利用されているということで、割り返しますと1人当たり年間314,000円が運営費でかかっている費用でございます。

今度は逆に、この運営費がどういう分野において使われているのかということが資料 101 でございます。金額も同じ形でございますけども、その中の人件費、お子さまたちを見る部分では嘱託職員、臨時職員がおりますので、20 学童の中で嘱託職員が 75、6 名おります。そして臨時職員が 30 名弱、27、8 人おりますので、だいたい 100 名ぐらいの職員が学童保育に携わっております。その部分の人件費が、ここに書いてありますように、大まかな部分でほとんど人件費でございますけども 86%。そのほか、光熱水費が 3 %、教材消耗品等が 3 %、間食費、いわゆるおやつが 6 %。そのほか通信運搬費・その他で 2 %という形で、学童保育の運営費の大まか部分としましては、やはり人件費で占めているという形でございます。以上、簡単でございますけども、学童保育についてはこのような形の仕組みになっているということでございます。

・事務局

そうしましたら、この議題につきまして最後の資料の説明となります。資料 105 です。こちらは今、市長から利用者負担にかかる諮問があったところでございますが、これまで、この子ども・子育て会議の設置の前におきましては、例えば保育所の保育料、学童保育所の保育料などにつきましては、市の社会福祉審議会で審議いただいていた経緯がございます。前回の保育料に関わる審議につきましては、平成 24 年 7 月 3 日に市長の諮問により、社会福祉審議会で1 度審議し、部会となっております子育て支援部会で4回審議が行われまして、社会福祉審議会にその部会から報告書が上がり、取りまとめの審議の後、平成 25 年 2 月 8 日に答申が行われたという経緯がございます。資料 105 につきましては、そのときの答申書の写でございます。

この資料 105 の中段に答申内容がございます。

「(1) 認可保育所保育料の改定の対象となるD10 階層からD16 階層における保育料の引き上げ幅は約6%とし、世帯収入における負担割合を現行に比べて 0.15~0.3%程度上げる。(2) 認可外保育施設の保護者助成は月額1万円を上限に予算の範囲内で所得制限も視野に入れて行う。(3) 賦課徴収金額については、対象者の範囲が明確ではなく、現在徴収している保護者もいないこと、また、国の基準表からも削除されたことから、市の保育料月額基準表からも削除する。(4) 学童保育所保育料の負担を5,500円に引き上げるが、第2子軽減、低所得者軽減をするなどの「応能負担」の考えを取り入れる。併せて、障害児の受け入れ対象を小学校4年生までに拡大する。また、延長保育については、降所時の安全面を考慮した時間設定、費用負担、など、市および利用者と十分な協議をすること」とございます。

2の「経過」以降は、先ほど私がご説明したところでございます。また、裏面の中段に「参考意見」がございます。こちらも、この答申書には「参考意見」として付されているものでございます。

資料が多くて恐縮な面もございますが、この子ども・子育て会議におきまして市長

の諮問事項につきまして、これまでの経緯や当市の保育所それから学童保育所の利用 者負担に関わる内容につきまして委員の方々に情報の共有をさせていただき、共通認 識を持っていただくという趣旨で事務局のほうで資料を用意させていただいたもので ございます。説明は以上でございます。

会長

ただいま詳細に次第4について説明がございましたが、ご質問等ございますか。

委員

この4の議題からは、先ほど市長からいただいた諮問書の内容に入ってくるわけですよね。先のことなので、今の資料の質問ではないかもしれないのですが、市長からいただいた、この内容、大きな事項としては利用者負担とか保護者助成、あるいは学童保育等の負担の適正なあり方となっているのですけども、詳細を見ていきますと、裏のほうを見ると、例えば(1)のウは設備費補助とか経常的な運営費負担金、いわゆる利用者側のお金ではなくて、これは補助金とかそういう部分のことですよね。そういう部分も私たちで検討していくというふうにとらえるのですか。そうであれば、今後これから会議を重ねていく中で、またそういう資料が出てくるのかもしれないのでしょうけれども。まず、ここをお聞きしたいのですけども。

• 事務局

今回利用者負担をご検討いただくにあたって、このような事項等を勘案してくださいというのが諮問書に書いてあります。ですので、例えば施設設備費補助がこれぐらいが適正であるとか、運営費負担金はこれぐらいが適正であるというよりは、これまでも本市としては待機児童解消策を図ってきた実績があり、それで、どれぐらいの費用負担が発生しているのか。また、今後子ども・子育て支援事業計画の先ほど言いました供給量は数値目標になっていますので、それを具現化するためにはやはり一定の費用負担も発生するのであろうと事務局としては考えているところです。したがいまして、そういった形で保育サービスまたは学童保育のサービスを拡充していく上で一定の当然負担はかかってくるので、そういう中で利用者の方々にはどこまでご負担いただくべきかということをご検討いただければありがたいと思うところです。

委員

運営費とか、例えばここで言うと東京都などはサービス推進費補助がありますけども、こういうものを理解していくのは複雑で難しいではないですか。恐らく保護者側の立場で言うと、今説明していただきましたが、チンプンカンプンだと思うのですね。そういう部分で、単に利用料だけではなくて、そういうところも含めて話をしていくのであれば、僕らも相当勉強していかなければいけないという部分もあるので、今も丁寧に教えていただきましたが、ちょっと難しいかなと考えています。

私どもとしても、なるべく簡単な形で、これまでこういったことをやって、これぐらいのお金が発生しましたよということを資料をもって次回以降にお示しさせていただいて、その辺を鑑みた上でまたご検討いただければありがたいと思うところです。

委員

利用者負担、当然2号・3号のみの関係になってくると思いますが、1号は1つの案しか出ていないので。つまり、幼稚園関係の保育料については、この会議でもう何も触れることはないと思うのですね。この資料95とかの待機児の3・4・5歳がほぼ0に近いというのは、もちろんその施設で預かるお子さんの預かる基準みたいなものが、0歳児は3名に1人の保育士、1歳児は5名に1人とか、幼稚園の場合は35名に1人、保育所の場合は4・5歳は30名に1人という、そういう部分で当然同じ子どもでも施設の中にたくさん預かれるからという部分も含めたり、あとは少子化が進んでいるという部分も含めるのですが、それだけではなく、どこにも市の補助をいただいていない私立幼稚園で行なっている預かり保育というものが非常に待機児をある意味減らしている部分があります。幼稚園というのは本来は4時間保育をするという教育施設でありますが、現在当園では11時間開所しておりますので、お近くの保育園よりは、私立保育園よりは夕方は遅くまで預かっているような、そういう私立幼稚園が出てきた関係で、この3・4・5歳の0に近い数が出てきている。

その数のことだけ申し上げたいのではなく、その私立幼稚園の預かり保育について、 みんな同じ東京都の中で、皆さん財政が豊かでというところばかりではなく、区長さ んや市長さんの考え方によって、それだけの待機児を減らすぐらい、しっかり子供を 預かってくれるのならということで、かなりの補助が出ているところが多いのですが、 東久留米市の場合はそういう補助はいただいておりません。ちょっとそこら辺も考え ていただきますと、新制度というのは、今まで幼稚園と保育所が全く別の形だったも のが1つの制度になるわけです。それで保育料についても1号25,700円、所得に関係 あるのでなかなか難しいのですが、一番所得が高い方のところを考えるのが一番わか りやすいかなと思うのですね。それで、2号認定の場合は25,300円ということで、長 い時間預かって少ない保育料。その金額を支えているのは、国基準よりも市が肩代わ りしている部分があるというのもやはり考える必要が私はあると思います。もちろん 保育所というのは児童福祉施設なので所得の関係で非常に福祉を受ける必要のある方 たちは当然のことだと思うのですが、保育に欠けるという意味だけの福祉を受ける必 要があるご家庭に対しては、もっと待機児童を減らそうと思ったら、応能負担という のは国も求めていることでもあります。私立幼稚園でも 11 時間開所をしてフルタイム の方をうちもたくさん預かっていますけれども、そういうところにも平たく支えてい るところへの補助みたいなものを出そうと思ったら、やはり財源は決まっていますか らみんなで負担し合うという、そういう考え方が必要ではないかと思いますが、いか がでしょうか。この3・4・5歳の待機児が0に近いという。

なかなか端的なお答えになるかどうか、ちょっと別としますが、今、〇〇委員からお話があったように、幼稚園といいますか、市内にも今8園ありまして、やはり東久留米の幼児教育という部分ではかなりの歴史を持って、この地域で本当にひとかたならぬ貢献をいただいているということは間違いないことであります。今、委員からもありましたように、また各園がさまざまな取組み、いろいろな努力をされている中で、11時間のお話もございました。それ以外にも他の園についても、一時預かりということがありましたけども、各園ともそういう取組みも実施されております。

この新制度前後ということになりますけれども、やはりいろいろな補助のあり方等 もいろいろありまして、今、国からはこの新制度に参画をされない幼稚園に対しても 従来どおりのいわゆる私学助成という枠組みがありますけれども、そういうものを用 意しながら変わらぬ運営を支えていくということがある。また、新制度に入っている 幼稚園に関しても、先ほど委員からも25,300円、2万5千なにがしか、これが今回の 公定価格で、このあいだ皆さんにご議論いただいたように1号認定に関しては国基準 どおりということでご説明をし、ご審議いただいたわけです。そういう横の並び方と いいますか、この新制度がそもそもやはり保育と幼児教育の均衡化、均すという意味 合いの、こういうことも当然視野に入れての新しい制度ということになります。この 会議でも、○○委員はもう1号認定の話は基本的にはないだろうとおっしゃっていま したけれども、やはり今の幼稚園の方々がどのような負担をなさっているか、どのよ うに運営されているかということも交えながら、今申し上げたように均衡化、利用者 負担の完璧な公平性はなかなか難しいかもしれませんけれども、ある程度のそういう 視点も含めながら、私どもも皆さんのほうに資料等も、どこまでできるかわかりませ んが、そういうことも提供しながら、その辺のところは認識を共有していきたいと考 えているところです。その辺はまた各委員の皆さまにもご理解といいますか、ご承知 おきいただければと思うところです。

会長

そのほかにご質問、意見はございますか。

委員

資料 98 です。まず 1 つお聞きしたいのは、この中の C 「国負担額」、これについては国庫負担金がそれまで運営費のみにしか使えないはずだった予算が一般財源化されて、それで理論値とするということでお話がありました。理論値とするというのは、要は実際は 0 なのか、あるいは一般財源化した中でもこれだけ使っているのですよととらえていいのか。そこをまずお聞きしたいです。

・事務局

この辺が財政論になってしまうので非常に難しいところがあります。地方交付税で入ってきているものというのは、当然いろいろな市としてシビルミニマムというのですか、セーフティネットというのですかね、最低限基礎自治体としてここまでやって

いかなければいけないというものをいろいろ組み込んだものが地方交付税として入ってきております。それ自体は使途が明確になっているものではないので、この辺が理論値と言って私たちが説明しているところです。この辺の地方交付税の考え方の理論になってしまうので非常に難しくなって、それこそ専門的な話になってしまうのですが、1つだけ言えるとしたら、これを保育園の運営費に充てなさいというお金は入ってきていないことは事実です。あとは、例えばですけど、今回、公立みなみ保育園の民営化に伴って公立みなみ保育園のほうは閉園させていただいたのですけど、それをもってして市がいただいている地方交付税に対して影響があったかどうかははっきり見えないところです。ですので、このためにこのお金を国としては出していますというものではないです。

委員

わかりました。続けてですが、Fの「受託児童収入等」が公立と公設民営はこれだけの金額が入っていますが、私立保育所は0でしたね。そこの説明をお願い、まずこの収入はどういうものなのかと、なぜ公設と私立で0との差があるのかを説明をお願いしたいです。

• 事務局

ここの部分につきましては受託児童なので、他の区市町村のお子さんがうちの公立 保育園もしくは公設民営保育園に入っていた場合、うちのほうで受け取っているお金 なので、私立は直接運営費として向こう方に行くので、ここの部分は空欄になってい ます。うちの予算書上の数字です。ですので、他の自治体のお子さんをうちの公立保 育園また公設民営保育園で保育をしている場合は、うちのほうに一定の収入がありま すので、その金額を載せている。私立保育園については直接私立保育園のほうに運営 費が行っているということで、こういう整理になっています。

委員

保育料ととらえていいわけですか。

• 事務局

運営費です。公立保育園また公設民営保育園の運営費については、他の区市町村の保育をうちの公設民営とか公設公営でやった場合には運営費が発生します、他の区市町村の分を負担しますので、それをうちのほうに入れていただいている。ただ、私立保育園は私立保育園に直接支払っていただいているので、ここについては空欄になっているのですね。

・委員

わかりました。今度はEの「都補助金額等」が、公立・公設民営と比較しますと私立はすごく多いです。この都の補助金額というのは、サービス推進費補助のいろいろなサービスを、これを受けると何ポイントですよという、その部分でとらえていいの

ですか。そういう補助金とかそれが入っているととらえていいのですか。

• 事務局

実際には私立保育園については、市加算として従前の東京都で拡充してきた加算ですね、零歳児保育の特別推進加算とか。専門的な話になってしまいますが、そういうものを支出して一定の都の補助が入ってきていますので、こういう数字になっています。サービス推進費につきましては、これも専門的な話ですけど、あくまでもあれは東京都と施設のほうで直接やり取りしているので、うちのほうにお金は入ってきていないのですね。ですので、ここの数字の中にはサービス推進費の部分については加味していないです。ただ、サービス推進費も、今回子ども・子育て支援新制度に併せて東京都のほうでは見直しを行う予定でいますという話が入ってきています。従前はサービス推進費は社会福祉法人等の運営法人で認可保育所をやっているところだけが対象の補助金だったのですが、その辺はいろいろと拡充ていくという話を聞いていますので、そうすると、一部の施設によっては市のほうが一回東京都から受けてそれを出していくような形のスキームに変わるような話を今、東京都のほうからは聞いているところです。

委員

サービス推進費補助がここに含まれていないということでしたね。ただ、私立保育所でもらっているサービス推進費補助のお金の金額は、ここで言うとどこになるのでしょうか。「総事業費」はサービス推進費補助のお金が入った上での事業費になるわけじゃないですか、私立保育園で言うと。でも、ここで入っていないと今おっしゃっていた中では、ほかの欄にあるのか。それともどこかに入っているのか。それを教えてほしいです。

• 事務局

今回この資料というか、この資料は議会等にもお示ししている資料ですが、あくまでも市費として1人当たりどれだけ市費が負担していくのかということなので、そういう観点から決算額をベースとして積み重ねている資料になっているのです。あくまでも、これは1私立保育園が運営費がいくらかかっているかという資料ではなく、市として保育運営費をいろいろ支出している中で各施設、公設公営、公設民営、私立保育所という区分に分けて、どれだけ市費の負担が発生しているのかという観点からの資料作成になっています。あくまでも市から出ているものだけで私立保育園が運営されているわけではなく、先ほど〇〇委員が言うとおり、サービス推進費とか東京都から直に入るお金も私立保育園は入っていますので、そういうものを総合して保育所は運営しているのですが、あくまでもこの資料につきましては、市としていくらぐらい負担をしているのかを表した資料となっております。

委員

わかりました。今後、今日はたぶんこの資料の説明とかを聞いて、このあとスケジ

ュールの話が出ると思いますが、今日の話を受けた上でいろいろな議題が入ってくるのだろうと思います。先ほど学童のほうでは、人件費がだいたい 86%だったじゃないですか。そういう部分は非常に大きいメーターだと思います。保育士に関して言えば、僕は保育士をやっていますけど、このあいだもいろいろなほかの保育園の方と話をしたら、4月からの保育士がまだ決まらなくてクラス配置を決められないという現状があったり、非常に運営の厳しいところもあります。昔は東京都の公私格差是正事業は人件費に 100%使われていなければいけなかったものが、今のサービス推進費補助になったときに、それを何とか抑えないと運営が成り立たないという法人のいろいろな大変さがある中で、昔は100%だったのを今はだいたい 78 とか 75 を目指しなさいということらしいのですけど。そういう部分で、こういう資料とともに、例えばこの資料 98 で言うと、公立保育園は人件費が何%、公設民営は何%、私立に関しても何%、平均でもいいのですけども、そういうものがあると、いろいろな負担を考えるときに、例えばですよ、こういう部分で先生たちが雇えるとか、保育の質を高める上での保育士さんの労働条件の改善につながるとか、そういう部分の参考にもなると思うので、大変だと思うのですけども、そういうデータをいただきたい。

あと、サービス推進費補助、僕は保育士をやっていますから、この話はわかりますけども、実際に私立保育園にどういう補助があるのかという部分は、今後こういう話をしていく中では大事ではないかと思うので、東京都のサービス推進費補助の加算の資料なんかも、次回以降に皆さんに資料としていただけると参考になるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

・委員

とれますよね、自分で調べられます。

• 事務局

先ほども触れましたけど、簡単に言えば公定価格における運営費が適正かどうかということをご検討いただくわけではなく、市として待機児童解消をやっていく中で、例えばですけど、今回であれば27年4月に開設の駅前西口保育園、こちらについては施設整備補助は発生していませんけど、運営費は4千万とか5千万という一定の市の負担が発生するところであります。そういうところを踏まえまして、当然サービスを拡充していくということは一定の市の負担が発生する中で、では利用者負担としてはどのぐらいお願いしていくべきかという視点の検討なんですね。ですので、私立保育園、今、○○委員がおっしゃっていただいたとおり、いろいろあると思います。そういう中で処遇改善事業が国として待機児童解消加速化プランとして創設され、また公定価格の中でもプラス3%という中で、処遇改善費として運営費の中に単価にプラスされているという理解で私もいるのですが、そのサービス推進費がどうであるとか、私立保育園の保育士さんの処遇がどうなっているかというところは少し、この利用者負担とはずれるところかなと思います。逆に言えば、これまで市としてやってきたものに対してこれぐらいのお金がかかって、また事業計画ではこれぐらいの供給量を増やそうという数値目標がある中で、どれぐらいを利用者負担としてお願いしていこう

かという視点でご検討いただいたほうがよろしいのかなと思うところでございます。

委員

前の資料でいただいた保育料のあり方検討会、そのときにもだいたい検討するというときには値上げじゃないですか。値下げの検討することはほとんどないと思うのです。そういうところで、こちらも値上げになるのだろうなという立場で臨んできたのですが、当時の保育園連合会とか学童のそのときの代表の方も言っていましたが、値上げした分、どういうところが潤うのか。それがサービス内容につながっていくのか。あるいは、職員の先生たちが、そこである程度労働条件が改善されるのか。そうであるのならばやむを得ない。こういうとらえ方もあるわけですよ。今の説明もわかりました。でも、こちらがこういうふうになりましたと説明したり、話をするときに、その分どうなるのかということの説明ができないわけじゃないですか。ましてや、子ども・子育て会議、国のほうでもはっきりと利用者の負担の部分だけではなくて、いかに保育の質を維持するか。その中にさらに職員をどう確保するか。そういう部分も課題としてあるわけですから、やはり全く切り離せる問題ではないと思うのですね。それでサービス推進費の資料をどうするか、それはお任せしますけど、そういうところでは全く無関係ではないと思います。

会長

今日は市長の諮問も含めて審議事項の第4、ここに関わることのいろいろな資料を中心に説明されたと思います。さらに、例えばこれを深めていくためには、先ほど出されていますが、どういう資料が必要かとか、いろいろなことが今後、議事の進行というか審議する中で不可欠になってくるのだろうと思います。そのときに具体的に積極的に出していただければよろしいのではないかと思います。どうでしょうか、もう少し今日感じたこと、今日気がついたこと、あるいは次に望みたいことを出していただければよろしいかと思います。

委員

利用料について考えるという、考えるためにどれだけ経費がかかっているかという 資料が 98 ということですよね。この市が負担している公立・公設民営・私立の年額の 負担額を平均するとだいたい 96 万 7,000 円で、保育園の入所のしおりにいつも書かれている、今年 26 年度に入所の方のしおりだと、「市では 1 人当たり運営費として 162 万 4,000 円いくらを負担しています」と。私はちょっと古いものを持っているのでしょうけれども。そうなると、つまりは市で 162 万いくら負担しているうち、公立・公設民営・私立を平均すると 96 万円が経費として払っているとすると、65 万 8,000 円は保育料を市が肩代わりしているという計算でよろしいでしょうか。古いもので恐縮ですが。

• 事務局

すいません、いろいろと数え上げていく中で入っていたり入っていなかったりする

ものなので、今回ちょっと整理しまして入所のしおりのほうにはうたわなくしたので すが、ここの部分がなぜそうなっているのかは次回までの宿題とさせていただきます。

・委員

今年度の。

• 事務局

今年度のそれは、27年度の入所のしおり、これが最新です。特段記していないので すね。

委員

その前のもの。

• 事務局

前のもの、24年度の保育所の運営費なので、こちらがどういう積み上げでこれになっているのかは次回までの宿題とさせていただければと思います。

会長

よろしいですか。ほかに何かございますか。

委員

子ども・子育て会議をスタートしたときに子育て世代の方々にアンケートをとった ニーズ調査の結果は、あのとき聞いたいろいろな意見というのは、ここの話し合いに どういうふうに反映されていくのかと考えればいいのか、教えてください。「お金が高 くて」とか「何とかも払わなければいけない」とか、パブコメでもいろいろな意見を いただいて、保育料のことについて学童も保育園もいろいろ意見をいただいている、 みんなのニーズはこの論議でどう絡めて考えればいいのかなというのがちょっとわか らなかったので。

• 事務局

まず、25 年 10 月に実施したニーズ調査につきましては、先日ご答申いただきました子ども・子育て支援事業計画、こちらの量の見込み等を算出するための、一義的にはそういうニーズ調査でございます。それから、自由意見とかにつきましては、その都度議題の中に「こういう意見もあります」ということでお示ししたことはございますが、パブリックコメントでもご回答しておりますように、一義的には事業計画の策定の手段の1つとしてニーズ調査をしたということがございます。保育料についてのニーズ調査の反映という趣旨では、この保育料について直接問うている問はございませんので、利用料については自由意見の中に含まれていると考えております。

委員

この会議が始まったときに東久留米の子育でが充実できるようにということを考える会議だと思ってずっと参加をし、そういう確認もしてスタートし、皆さんの意見を問うということと、みんなの希望が 100%かなえられるわけではないけれども、できる限り市民のニーズに応えられることを考えていこうといつも思っていて、いつも私は立ち返るときには、あそこでいろいろな人たちの思いとかパブコメの思いとか、少数意見が全く無視されて切られていくのではなく、配慮されながら考えていかなければいけないなと思っていたのだけど、そこがどう。それはそれ、これはこれなのか。やはりここに出ている、今日出していただいた待機児の人数も本当に子育て世代のいろいろなニーズの表れの1つだと思うので、もちろんすぐに 100%かなえられるわけではないけれども、方向性としてはそういう方向で、東久留米に来て子育てをしたいなとか、東久留米で子育てをしてよかったなと思えるような会議でありますよねという確認をしたので、そういう方向であったらいいなと思っています。意見です。

• 副会長

私も預かる仕事をしていて補助金をいただいてきたから、ありがたかったなと思うのですけど、本当に市や国やら都が1人の子を預かるためにいっぱいお金を使っていることが改めてわかりました。待機児童はなくならないと思います。もっと枠を広げればもっとなるし、つい最近ですが、0歳児で保育園に受かってしまったということでお母さんが泣いていた。うれしくて泣いたのではなくて迷っていたのですね。一回仕事を辞めていた人にちょっといい話があって申し込んだ。4月生まれだから0歳だということもあったと思いますが、こういう形で出すと入れるかもしれないとアドバイスしてくださる方がいて、入れた。でも、その子は0歳から保育園に入って学童に入ってという人生、本当は幼稚園までは自分で育ててと思っていたけどと言っていました。ですから、子どもは若い人に作っていただいて、生んだらいくらでも預かりますよとなってしまうのも、それがいいまちなのかなと思うところもあって、とても複雑な思いです。

委員

お金のことを考えると、どこか効率良く無駄なお金を使わないでというふうに考えるのは当然のことだけれども、私は今回いろいろな数字を見せていただいて、東久留米の子ども1人に対してこんなに使っているのだよということを他市の人たちと話すときに、そこはこんなにお金を使ってしまっているのですではなくて、こんなにお金をかけている市だなと私はプラスとして受け止めていきたいな、と。人を育てるのはお金もかかるし、環境も整えるのは当たり前のことだから、そこにお金をかけるのか、そこを切ってお金をかけずに違うところにかけるかというのは物事の考え方だと思うけれども、かけてかけても全然私は、かけてしまっているのではなく、今日このいろいろな数字を見ているときに、こうやって子どもを大切にしているんだなと思いました。感想です。

会長

それでは、今日はかなり意見が出ていますが、ただ今日は最初の市長の諮問の3点に関わるデータの説明と、これからどう考えていくか、検討していくかということの説明だったと思います。ですから、まだこの議論はこれから、あとで事務局から日程等の説明があると思いますけれど、どのようにこれを検討していくかということになると思います。その点を含めて説明していただいたほうが次につながっていくのではないかと思いますが、どうでしょうか。

• 事務局

そうしましたら、スケジュールの件に移らせていただきます。資料 102「東久留米市子ども・子育て会議 今後のスケジュール (案)」でございます。今回を含めて6回分の会議のスケジュール案をお示しさせていただきます。以前スケジュールについてのご要望がございましたので、こちらの資料とさせていただいています。この場にいらっしゃる第1期の子ども・子育て会議の設置初期の、こちらの委員の方々につきましては任期が8月27日までの2年間となっております。そういうこともございまして、まずは半年分のスケジュールの案となっております。この表の上のところにつきましては、本日の第11回会議で2月26日木曜日。内容としましては、特定教育・保育施設等の利用定員。先ほど答申を取りまとめいただいたところです。子ども・子育て支援新制度における利用者負担の適正なあり方については、これまでの経緯や現状などについてご説明をさせていただき、ご意見をちょうだいしたところです。

また次回、第12回の会議は3月下旬とさせていただいておりますが、こちらについては「利用者負担の適正なあり方」は継続しておりまして、まずは学童保育所に係る利用者負担の適正なあり方についてを中心に議論いただき、資料も準備させていただきたいと考えているところです。学童保育所につきましては現行・新制度におきましても利用料は現行どおりの予定でございます。変更はない予定でございますので、先ほどの資料96で保育料の階層別資料で現行を出させていただいた内容とも関連してきますけども1号・2号・3号の保育料につきましては現在いただいた答申に基づき、これから3月議会に提案する予定となっております。学童保育所につきましては現行の資料のとおり早速取り掛かれる部分でもございます。

また、二重線の下の第1回会議、4月下旬で、「特定教育・保育施設等に係る利用者 負担の適正なあり方」を議題として追加をさせているところです。その下の第2回会 議、5月下旬となっておりますが、こちらにつきましては、これらの2つの議題に追 加しまして「認可外保育施設の利用に係る保護者助成について」ということで、3つ の諮問事項すべてが議題となっておりまして、次の第3回会議、6月下旬、それから 第4回の会議におきまして、議論をいただきながら7月中旬には答申の取りまとめを 目途に、こちらのほうも資料等の作成、説明等をさせていただきたいと考えておりま す。

また、利用定員の審議や答申につきましては案件により随時行われますし、議題の 進捗状況により開催時期の変更等はあるかと考えております。まずは、こちらの6回 分の議題につきまして、記載のあるところを中心にということで、ほかの部分を全く 審議しないということではございませんので、そのようなことで進めていければありがたいと考えております。

また、先ほど会長からもお話がございましたが、この会議と会議の間に、例えばこういう資料があるほうが皆さんの共通認識をいただきやすいというものがありましたら、事務局までぜひお声掛けをいただき、また内容によっては算出できないものもあるかと思いますので、そういうものも相談させていただきながら時間を効率的に使い進めたいと考えているところでございます。今回のこのスケジュール案につきましての説明は以上でございます。

会長

この点について何かご質問はございますか。

委員

今のスケジュールですとたぶん5月のときだと思うのですが、認可外保育施設の保護者助成についてですが、さっき数年前に行なった保育料のあり方検討委員会のときにも、その話はしているのですが、これは年度が変わっていろいろ状況も変わっているでしょうから、現在のほかの市の保育料情勢、どのような取組みなのか、例えばそれが一律なのかとか、保育料によって違うのか。あるいは、認証保育所のみとか。いろいろ比較できるようなもの。このときもお願いしたのですけど、そのときの資料をまたベースにして今どうなっているのかでもいいのですが、そういった資料が5月のとき、できれば3月とか4月のときにそれをもらっていると、事前に頭に入れてその話に取り組みやすいのではないかと思いますので、そういう資料があるといいかと思います。

あと、たぶん、またいろいろ今後も資料が出てくるとは思うので、今日は冒頭で大変だったと思うのですけど、この次第のところで例えば「3 特定教育・保育施設等の利用定員について」、この下に関連資料を例えば「資料 93、94」とか書いてあると、そちらから説明いただくときに、これを見ればいいんだなみたいな形で、お互いに慌てなくて済むのではないかと思うので、そういうやり方はどうですかね。

会長

今の2点ありましたが、どうですか。

• 事務局

1点目の認可外保育施設保護者助成の 26 市の状況につきましては、○○委員がおっしゃるとおり、子ども・子育て支援新制度において認可外施設の考え方が変わりましたので、予算が確定するのが各市、3月の終わりになりますので4月の段階で調査をかけさせていただき、なるべく早い段階で資料は皆さま方にお示ししてまいろうと考えています。

2点目につきましては資料の扱いについては先ほどいただいたご意見、もしくは別のやり方も含めてわかりやすいように努めさせていただきたいと思います。

会長

そのほかにございますか。よろしいですか。このスケジュール表を見ますと7月中旬までいろいろ重要だと思いますので、皆さまもしっかりと資料を読んでご検討をいただければよろしいかと思います。今日はこれでよろしいですか。5の次回の日程についてですか。

委員

「日程」の前に、この事業計画を資料でいただいたのですが、これはホームページで皆さんに、どういう感じで見られることになりますか。

• 事務局

まずは冊子につきましては、出来次第、この子ども・子育て会議の委員の方々、ほかの関係いただいた方々には配付をさせていただきたいと思っているのですが、現時点においては納品されておりません。また、データにつきましては答申も含めましてできあがりましたら、3月の初旬ぐらいにはホームページ等を通じて見られるようになるとともに、市政情報コーナーとか子育て関連施設には、以前ご意見をいただいた概要版を進めているところですので、そちらを置くとか、そういうことも含めて、もうしばらくお待ちいただければと思います。

委員

ホームページだけではなく、保護者というか市民の人たちには、ホームページで落とせる人もいますけど、そうではないのは、どこかに行って見られるとか。

・事務局

場所や、どこに掲載するかということを市報でご案内ができると思っております。

・委員

あと、この事業計画のところで論議していて、私が落としたのかもしれない、質問というか確認です。学童のことですが、待機が出るじゃないかと言っていて、まだどうなっているかわからないのですけども、学校施設を使う、お願いしている段階でまだそのやり取りだなと思うのですけど。この前の市議会だよりに放課後子ども教室を実施したいということと、手始めにモデル校で週2回ぐらいという話があり、私は小山小ですけども、小山小の学校長から自分の学校がモデル地区になったことと、小山小でオーバーした子どもたちが出るから、その子たちは家庭科室だけじゃなくて、空いている、夏休みだったら視聴覚室みたいなところも使っていいと思っています、ぜひ使ってくださいみたいなお話があったのですけども。その放課後子ども教室と学童

の待機とは話が違うのではないかと思って、その辺がよくわからなくて。

学校施設を借りると私は思っていたので、それとは別に放課後子ども教室はやる。 2本立てだと思っていて、校庭で遊ばせると勉強と書いてあるけども。学校長のとら え方の違いなのか……。

事務局

役所的で申し訳ないのですけれども、直接の学校長とか本当に関係もあるからそういうお話があったかもしれませんが、市としての公式な話がこれから3月にかけてになります。やはり3月の中で予算の審議が公式に行われてまいります。ですから、市長の施政方針とか、また予算審議とか、そういうところで具体に明示といいますか、明らかにしてまいります。この場で大変恐縮な話ですが、そこはそことしてご理解いただければと思います。

委員

その解消の方法は空いている教室を借用するというふうに事業計画ではあったことと、ここに放課後子ども教室のことは何も提案されていないし、論議されていないので、学童に関してはこのとおりでいいのですね。

• 事務局

ちょっと補足しますと、放課後子ども教室の取組みというのは 27 年度に実施するということは間違いないことであります。そこはもう具体法のところの内容のとおりなので、そこはそことしてご理解いただければと思います。それから、委員がおっしゃるように放課後子ども教室はおっしゃるとおりで、それは子ども・子育てのこの事業計画とは別の考えとして、東久留米は未実施なので、ここで 27 年度に試行的にやりますよということでの整理なので、委員がおっしゃるとおりです。ですから、この子ども・子育て支援事業計画と放課後子ども教室とは別ということで取組みが進んでいるとご理解いただければと思います。それから、私どもは今言っているように、学童に関しては学校の余裕教室を活用されることは申し上げたとおりです。

委員

放課後子ども教室は教育委員会の管轄なんですね。わかりました。

5. その他

会長

それでは定刻になりましたし、先ほど7月までの全体的なスケジュールとその内容についてご説明がございました。それで、皆さんもその方向に進むのかなと思われたと思います。最後に残っているのは、次回の会議日程について説明をお願いします。

最後に次回の日程でございます。大変恐縮ですが、年度末ということもありまして 会長のご予定と会場の都合を照らし合わせますと、3月27日の金曜日、こちらしか日 程が取れません。こちらの日程で、恐縮ですが、ぜひお願いしたいと考えております。

会長

どうですか、よろしいですか。なかなか日程の取り方が、この時期であるとお互い に難しいと思います。よろしいですか。

• 事務局

時間が押している中、恐縮です。先ほど宿題と言われたものがわかりましたので、今この場で答えさせていただきたいと思います。先ほど○○委員からご指摘がありました資料 98 における 1 人当たり市費負担額の、128 万、100 万、62 万と、しおりのほうに従前記載していた 1 人当たりの運営費として 160 万云々と載っているものに差があるのではないかというご質問です。今日お示ししました資料 98 については 1 人当たりの市費の負担額で、しおりに載っているのは公費の負担額なので、そこには東京都が負担しているものも国が負担しているものも入るので数字的に大きくなっているということでございます。

会長

よろしいですか。日程の件、どうでしょうか。よろしいですね。申し訳ございませんけども、この日程でぜひお願いしたいと思います。よろしいですね。

5. 閉会

会長

市長の諮問も受けましたし、それに関わる第1回目の資料関係についてご審議いただいたと思います。次回からはいろいろな重要なことが出てまいりますので、しっかりと我々自身も資料を見ながら実のある審議が進むようによろしくお願いしたいと思います。今日は長時間にわたりありがとうございました。これで第11回の会議を終了します。

以上